

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 23(受)2250	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	共有物分割請求事件	原審事件番号	平成 22(ネ)1160
裁判年月日	平成 26 年 2 月 25 日	原審裁判年月日	平成 23 年 8 月 26 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 68 卷 2 号 173 頁		

判示事項	<p>1 共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるか</p> <p>2 共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるか</p>
裁判要旨	<p>1 共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない。</p> <p>2 共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない。</p>

全文

主 文

原判決を破棄する。

本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人村井正昭の上告受理申立て理由について

1 原審が確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人ら及び被上告人は、いずれも平成 17 年 9 月 30 日に死亡した亡 A の子である。亡 A の法定相続人は、上告人ら及び被上告人の 4 名であり、その法定相続分は各 4 分の 1 である。

(2) 被上告人は、亡 A の遺産の分割等の審判を申し立て、第 1 審判決別紙有価証券目録（以下「本件有価証券目録」という。）記載 1 及び 2 の国債（以下「本件国債」という。）、同目録記載 3 から 5 までの投資信託受益権（以下「本件投信受益権」という。）並びに同目録記載 6 の株式（以下「本件株式」といい、本件国債及び本件投信受益権と併せて「本件国債等」という。）をいずれも上告人ら及び被上告人が各持分 4 分の 1 の割合で共有することを内容とする遺産の分割等の審判（以下「本件遺産分割審判」という。）がされ、同審判は、平成 21 年 3 月 25 日、確定した。

2 本件は、上告人らが、被上告人に対し、①主位的請求として、本件国債等の共有物分割を求めるとともに、②主位的請求に係る訴えが不適法とされた場合の予備的請求として、本件国債及び本件投信受益権につき上告人らと被上告人が 4 分の 1 ずつ分割して取得することができるようにする手続を行うこと並びに本件株式につき上告人らが 4 分の 1 ずつ分割して取得することができるよう名義書換手続を行うことを求める事案である。

3 原審は、①上記主位的請求につき、本件国債等はいずれも亡 A の相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、共同相続人の準共有となることがないから、本件遺産分割審判は、

本件国債等が4分の1の割合に相当する金額、口数又は数に分割されて上告人ら及び被上告人に帰属している旨を確認したにすぎないものと解するのが相当であるなどとして、主位的請求に係る訴えを不適法なものとして却下し、②上記予備的請求については、上告人らが、被上告人に対し、実体法上、上告人らが主張するような権利を有するものとは認められないとして、予備的請求に係る訴えを不適法なものとして却下した。

4 しかし、上記主位的請求に係る原審の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和42年（オ）第1466号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照）、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁昭和42年（オ）第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁等参照）。

(2) 本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載3及び4の投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。

また、本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載5の投資信託受益権は、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権であるところ、外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投資法人に関する法律2条22項）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。

(3) 本件国債は、個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令3条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金（同令6条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。

(4) 以上のとおり、本件国債等は、亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され

ることがないものか、又はそう解する余地があるものである。そして、本件国債等が亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものでなければ、その最終的な帰属は、遺産の分割によって決せられるべきことになるから、本件国債等は、本件遺産分割審判によって上告人ら及び被上告人の各持分4分の1の割合による準共有となったことになり、上告人らの主位的請求に係る訴えは適法なものとなる。

5 以上と異なる見解の下、本件国債等が亡Aの相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるとして上告人らの主位的請求に係る訴えを却下した原审の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上告人らの主位的請求に係る訴えを却下した部分は破棄を免れない。そして、上告人らの主位的請求に係る訴えについて原判決が破棄を免れない以上、予備的請求に係る訴えを却下した部分についても原判決は当然に破棄を免れない。そこで、更に審理を尽くさせるため、本件を原审に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥)

※参考:判例タイムズ 1401号 153頁、判例時報 2222号 53頁、金融法務事情 2004号 98頁、金融商事判例 1446号 22頁、ジュリスト 1479号 87頁